

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通事項	3 運営	掲示について	基準条例第77号第103条（第32条準用）	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	揖斐県事務所
2	共通事項	3 運営	重要事項説明書について	平成30年3月26日社援発0326第8号・老発0326第8号	重要事項説明書に第三者評価の実施の有無についての説明を追加記載すること。	揖斐県事務所
3	共通事項	3 運営	秘密保持について	基準条例第77号第33条	従業員の秘密保持について、雇用時に誓約書をとるなど、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。	揖斐県事務所
4	共通事項	3 運営	秘密保持について	基準条例第77号第103条（第33条準用）	個人情報の取扱いについて、利用者の個人情報を用いる場合の利用者の同意と利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意を区別して文書により得ること。	揖斐県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	身分証について	基準条例第77号第19条	訪問介護員等において身分を証する書類を所持していない者がいたので、訪問時には携行し、求められたときは提示させるようにすること。	揖斐県事務所
2	訪問介護	3 運営	勤務表について	基準条例第77号第6条、第30条	従業者の勤務実績表は、サービス事業ごとに勤務時間を分けて毎月作成し、管理すること。	揖斐県事務所
3	訪問介護	3 運営	苦情処理について	基準条例第77号第36条	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、保管すること。また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うこと。	揖斐県事務所
4	訪問看護	3 運営	サービス提供記録について	基準条例第77号第72条・第73条（第20条準用）	サービス提供記録の原本を利用者宅に常時保管してあったので、具体的なサービス内容等の記録については5年間事業所に保管し、利用者からの申出があった場合に、その情報を利用者に対して提供するよう改めること。	揖斐県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	1 人員	人員配置	基準条例第77号第92条第1項	介護職員の配置が人員基準を充たさない状態でサービス提供されている日が数日あったため、利用者数及びサービス提供時間に応じた適切な配置を行うこと。	揖斐県事務所
2	通所介護	3 運営	勤務体制の確保	基準条例第77号第98条第4項	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。	揖斐県事務所
3	通所介護	3 運営	運営規程	基準条例第77号第97条	運営規程に「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」を明記すること。	揖斐県事務所
4	通所介護	3 運営	勤務表	基準条例第77号第98条	従業者の勤務実績表は毎月作成し、兼務者については職種ごとに勤務時間を分けて管理すること。	揖斐県事務所
5	通所介護	3 運営	定員遵守	基準条例第77号第99条	定員を超えて利用者を受け入れしている日があったため、定員遵守に努めること。	揖斐県事務所
6	通所介護	4 報酬	中重度者ケア体制加算	平成27年厚生労働省告示第95号の15・平成12年3月1日老企第36号第2の7(9)	中重度者ケア体制加算の算定にあたり、サービス提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供にあたる看護職員を1名以上配置できていない日が見受けられたため、実態を確認の上、過誤調整を行うこと。	揖斐県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
					該当なし	

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
					該当なし	

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
					該当なし	